

不妊治療助成事業

一般不妊治療費助成

保険適応外の人工授精などに要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減と少子化対策の充実を図ることを目的に実施しています。

対象

- ①法律上婚姻関係にあって、どちらか一方が津野町に住所票のある方、かつ居住している方。
- ②夫婦合算の年間所得が730万円未満の方。

※令和2年度は、前年度の所得が730万円以上であっても、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、本年度の所得の合計が730万円未満となる見込みの場合、助成の対象となります。

特定不妊治療助成

経済的な負担を軽減するため、保険適応とならない特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を行う夫婦に対し、県の補助額を控除して助成します。

対象

不妊治療費助成の対象と同様

内容	限度額	助成期間	窓口
特定不妊治療	100,000円を限度（1回）	通算6回	健康福祉課 総合保健福祉センター TEL：55-2151
一般不妊治療	50,000円を限度（1回）	5年間	
人工受精	50,000円を限度（1回）	5年間	

※ただし、町税及び公共料金の滞納がある場合は、助成ができませんのでご注意ください。